

群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科国際交流委員会内規

令和 2. 4. 1 制定

改正 令和 3. 4. 1 令和 4. 1.19

令和 4. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、国際交流、グローバル人材育成、国際化の推進等に関する事項について学部長及び研究科長を補佐することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際的な教育研究交流の推進に関すること。
- (2) グローバル人材育成の推進に関すること。
- (3) 海外に向けた情報発信の推進に関すること。
- (4) その他教育研究の国際化の推進に関すること。

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際交流委員長
- (2) 各部から選出された教員 各1人
- (3) 学部長の指名する教員 若干人

2 前項第2号の各部の区分は次のとおりとする。

第1部 国語教育講座，社会科教育講座，英語教育講座

第2部 数学教育講座，理科教育講座，技術教育講座

第3部 音楽教育講座，美術教育講座，家政教育講座，保健体育講座

第4部 特別支援教育講座，学校教育講座，教職リーダー講座，附属教育実践センター

3 前項第4部からの委員の選出において、交流人事による実務家教員は除くものとする。

(任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員長は、共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議から推薦のあった者を、教授会の議を経て、学部長が指名する。

2 委員会に必要な応じ、副委員長を置くことができる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第9条 委員会の審議結果は、教授会へ付議するものを除き、教授会の構成員に報告するものとする。

(部会)

第10条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、教務係において処理する。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 この内規の施行日以降、教育学部に在学する者が、当該学部 に在学しなくなるまでの間、当該学部に係る第3条各号に掲げる事項については、委員会において審議する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和4年1月19日から施行する。

2 この内規の施行後、最初に委嘱される第4条第1項の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。